

古文書からたどる本證寺「寺内」と寺領の景観

村岡 幹生

(中京大学名誉教授)

はじめに（用語の確認）

・国指定史跡「本證寺境内」とは

今の境内地＋一揆当時において西側環濠（外堀）の内側推定地（安城市によって整備が進められている史跡公園予定地）と、点在する「寺内」を限る外堀遺構地、以上の総称です。

・「寺内」とは

寺と門前住民居住地を一体のものと認識した土地空間です。今の境内地及びそれと県道を挟んだ東側住宅地（江戸時代以降「地内」と称された）を含む、かつて環濠（外堀）によって^{いじょう}圍繞された範囲になります。

1. 史料から推定される「寺内」の範囲

・永禄6年（1563）12月初旬頃、おそくとも本證寺に一揆衆が籠城し、翌年2月末頃、和議が成立します。しかし、家康はこの和議を反故にしました。

・永禄7年4月、坊主衆に家康領国から退去命令一揆当時の「寺内」の伽藍や堀の規模を推定するに足る同時代の史料（その当時の古文書等）は存在しません。堀については考古学調査の成果によって明らかになったことが多いです。

文献歴史学が明らかにできることは、約20年後に本證寺が赦免・再興されていった過程において作成された古文書に記されていることから、遡って一揆当時からの本證寺「寺内」の推移を推定するしかありません。

・天正13年（1585）10月28日家康黒印状

一揆赦免により「道場屋敷」並びに「家来三十間」を「諸役免除」（三か寺一律基準）しました。

「道場屋敷」すなわち「寺内」（坊主衆一家＋「家来」の居住地）の復活を認め、「家来」規模を30世帯に限って許容しました。

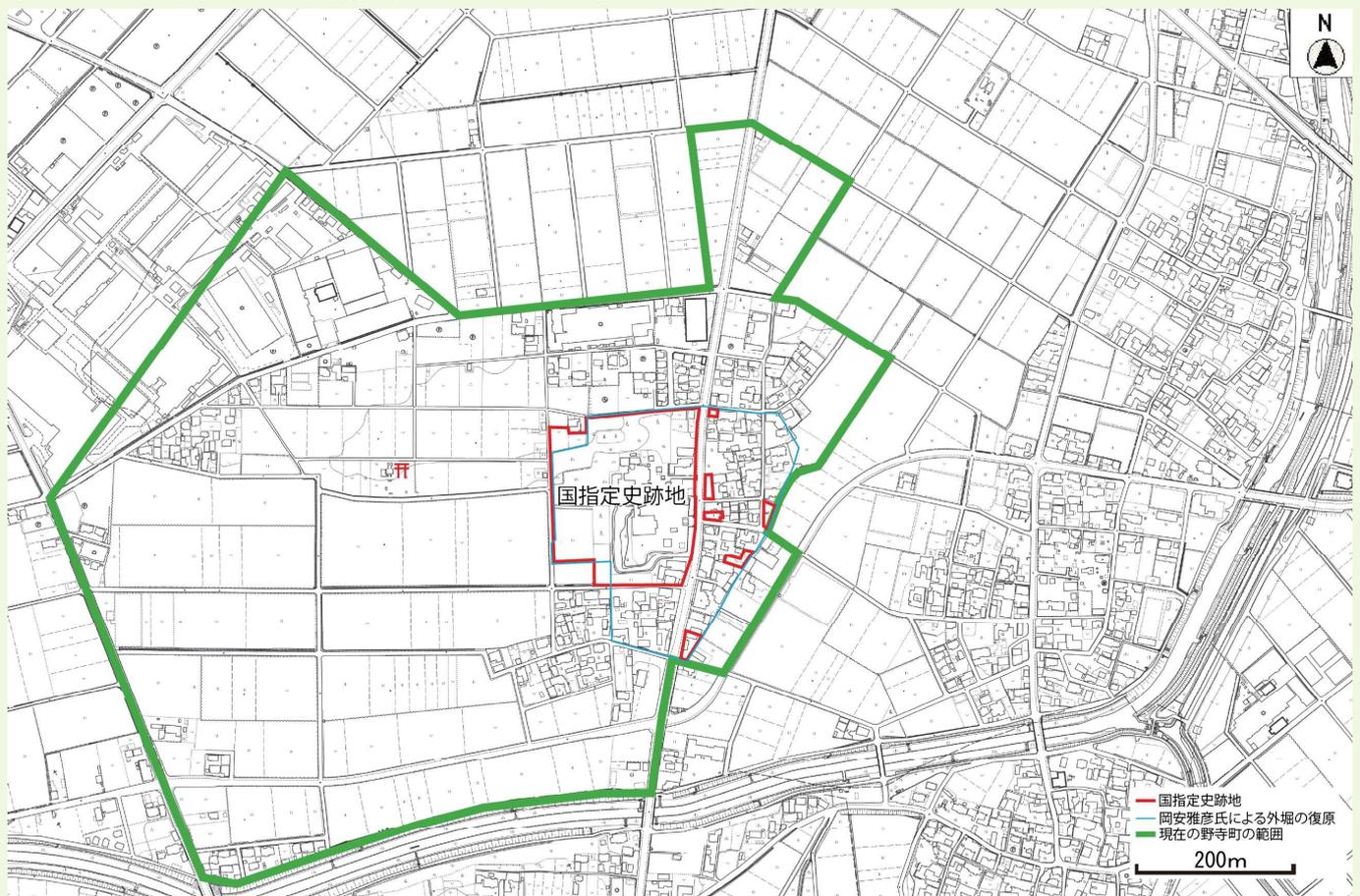
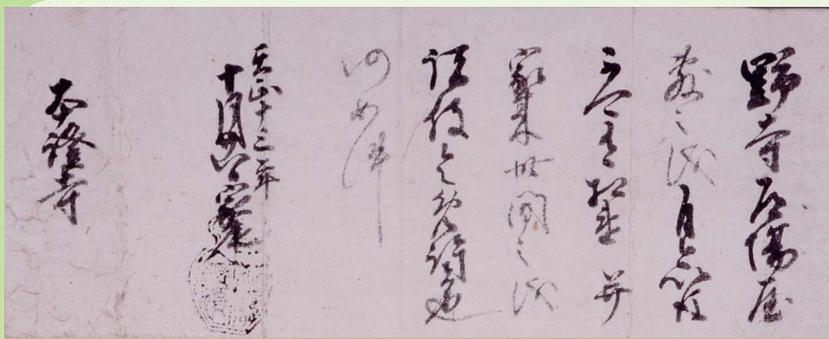


図2 野寺村と寺内



野寺道場屋敷
敷之儀、自今以後
不可有相違、并
家来卅間之儀、
諸役令免許者也、
仍如件、
天正十三年
十月廿八日 家康（黒印）
本證寺

写真8 徳川家康黒印状

家康は、「寺内」復活についてその規模限度を示して許可したにすぎず、「道場屋敷」の土地空間を指定して給付したのではありませんが、この黒印状を根拠にかつての跡地に、坊主衆と門徒たちは「寺内」再興活動（実効占拠）を開始しました。

・天正14年正月23日石川家成書状

「寺内」=「堀廻之儀」と表記されています。石川は、〈寺内として「堀廻之儀」（外堀の内）を認定してほしいとの要望は、家康に伝わっている〉と本證寺に対して述べています。

家康黒印状発給以後わずか3ヶ月のうちに堀が掘削されたとは考えられず、一揆当時の堀がこの当ても残存しており、石川がいう「堀廻」はそれを念頭にしていると考えられます。

一揆当時において「堀廻」の内が「寺内」として存在し、20年余の坊主衆不在の期間を経てもなお、「寺内」旧地として認識されていました（「堀廻」は一揆後もそれが明瞭に現認できる状態で維持されていたということです）。

一方、一揆当時において「寺内」の外縁部（江戸時代野寺村の範囲）に対して本證寺がいかなる権限をもっていたかは不明です。

・天正18年（1590）野寺村畑方検地帳

本證寺村内北方の字「うすくら」の野寺村境沿い（信光明）

寺領）からの入り作者が集中しています。この段階で、本證寺村北方の村境一帯には近隣村々住人による耕作が進んでいました。・慶長6年（1601）伊奈忠次寺領絵図証文
野寺村の内に本證寺領を給与した文書です。

A「寺内・築地之内、不可有相違候」
B「山林竹木・茶園等、可為御計候」

A 寺内・築地之内

①野寺村内北辺一帯については「公方地」として本證寺の支配から分離し、寺領との「さかい」を「きと」（木戸）付の「北ついち」

で画しています。ただし、公方地の内に存在している茶園については本證寺のものと認めています。

天正13年以降に開始された「寺内」実効占拠活動の過程において、本證寺は北方への近隣村々百姓の進出への歯止めとして築地を構築していたのでしよう。なお、野寺村相給絵図（1785～1832年作成）段階でも「本證寺領築地」として描かれています（江戸時代を通して北築地が存在していました）。

②南方の寺領境を藤井村との村境と定め、「南ついち」で画しています。

南築地もまた、北築地と時をほぼ同じくして隣接する藤井村との緊張関係を背景に築かれていたのでしよう。なお、鹿乗川掘割に付一札写（1831～1838年作成）段階でも掘割計画地より北側12間（約22メートル弱）の場所に「御築地」が存在していることが記されています（江戸時代を通して南築地も存在していました）。

③寺領の東方境は、信光明寺（岡崎市岩津）領「寺領村」との村境です。

「寺内」は絵図証文では「野寺本證寺」と記された区画として示されています。

「築地之内」は絵図証文に「わき屋敷」「わきやしき」と記された区画に対応しています。脇屋敷の当時の実態は畑でしたが、本證寺への領地宛行の根拠が天正13年家康黒印状に発する以上、それに記された「家来三十間」以外の別の土地名目を給付書面に書き付

けることを避け、家来の脇屋敷という建前で表記され、畑が給付されました。

B 山林竹木・茶園

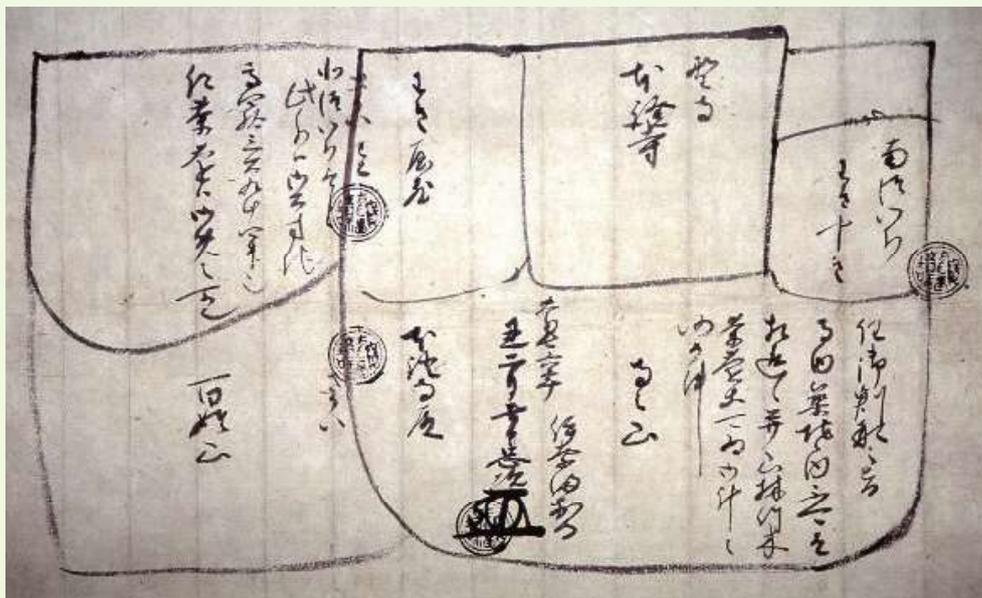
「寺之山」と表記されている区画が対応しています。この部分の土地について、前述天正14年正月23日石川家成書状では、「寺内」=「堀廻之儀」とは別に「山林」「椎林之事」として述べられています。同年2月16日石川家成書状において石川は、「山林之儀も」家康への口上に申し含めておいたと本證寺に伝えています。当時、外堀西の外側一帯にシイほかの竹木が生い茂る景観=平地の「山」が存在していた景観が浮かび上がります。本證寺は「寺之山」を与えられ、この一帯（西の境は藤井村との村境）から独占的に竹木を切り出す権利と茶園を維持する

か、新たに拓く権利を認められたのです。

・(慶長9年) 9月19日石川家成書状

寺内に「はうろく町」と呼ばれた所が存在していました。ただしこの史料からは、「はうろく町」にあった松が検地役人によって勝手に伐採されたことが問題にされたことが分かるだけで、その場所や当時の土地景観は不明です。

すでに天正18年検地の段階で家康領国支配において一帯は野寺村、すなわち村として把握されていたのですから、それ以降に「はうろく町」が新たに設けられたのではないでしょう。天正18年段階以前(一揆の時代)に存在していた「はうろく町」の記憶が通称地名としてこの時点でも使用されていたことを示しています。



「はうろく」が焙烙ほうろく(素焼きの炒り鍋)を指すのであれば、町名の由来としては、その一帯が周囲に比して乾燥気味な土地であったか、あるいは焙烙売りが活動した場所であったことに起源しているのでしょうか。

2. 一揆当時の本證寺「寺内」景観

伽藍正門の東側に、おそらく店を構える「町」民門徒の居住する家々とともに、定期市が開催される広場が設けられ、市開催日にはとりわけ商取引で賑わう空間が存在したでしょう。これと寺院伽藍とを一体の土地空間として圍繞する形で環濠(外堀)がめぐらされていました。すなわち、これが「寺内」の当時の姿です。

環濠は、その内側が「守護

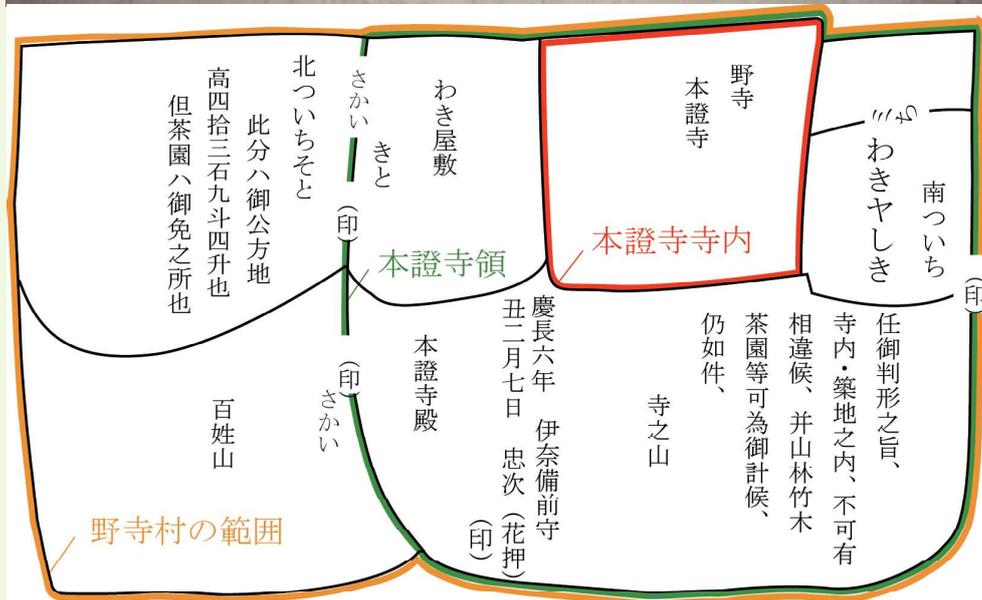


写真9 伊奈忠次絵図証文

不入」の宗教空間（公権力不介入の免税地）であることを象徴する、結界として設けられました。

教団と領主権力との対立が深まると、寺内は門徒籠城の拠点となり、防御機能の強化が求められました。本證寺においては寺内の北側の標高が高い地形となっていることから、北辺の環濠がとくに深く掘り下げられる必然性がありました。内堀が整備されたのも、同様の契機によるものでしょうか。



写真10 本證寺境内に残る外堀と土塁（東側から撮影）

3. 近世寺院本證寺と「寺内」の衰退

本證寺再興は、「守護不入」（公権力からの独立）の象徴たるかつての「寺内」を起点としていながらも、再興時点における寺の存立を支える物的根拠として寺領（農地）確保を必要としていました（再興の肝は寺内というよりは、寺領の確保・保証）。

南北の築地は、赦免以降の再興活動の過程において、かつての「堀廻」の外側に寺領を確保する動機に基づき本證寺主導で築かれたと推定されます。

慶長6年寺領絵図証文は、この時点までの本證寺による寺領確保の達成に対し幕府がお墨付きを与えたものと評価できます。

ここに本證寺は、一揆当時の公権力からの独立をみずからの存立根拠としたかつての寺院から、公権力によって寺領と百姓を給付された寺院に生まれ変わりました。天保年間、本證寺は「拙寺寺領百姓共ハ神君様御墨付之家来ニ御座候」と述べています。

江戸時代、公権力からの独立の根拠たる「寺内」への関心は背後に退き、「寺内」を限る「堀廻」（外堀）は、これを維持する動機が失われ、消滅の一途をたどります。一方、内堀は寺領百姓や参詣する門徒に本證寺の威厳を示す装置として、武家屋敷風築地が設けられるなど、整備されていきました。

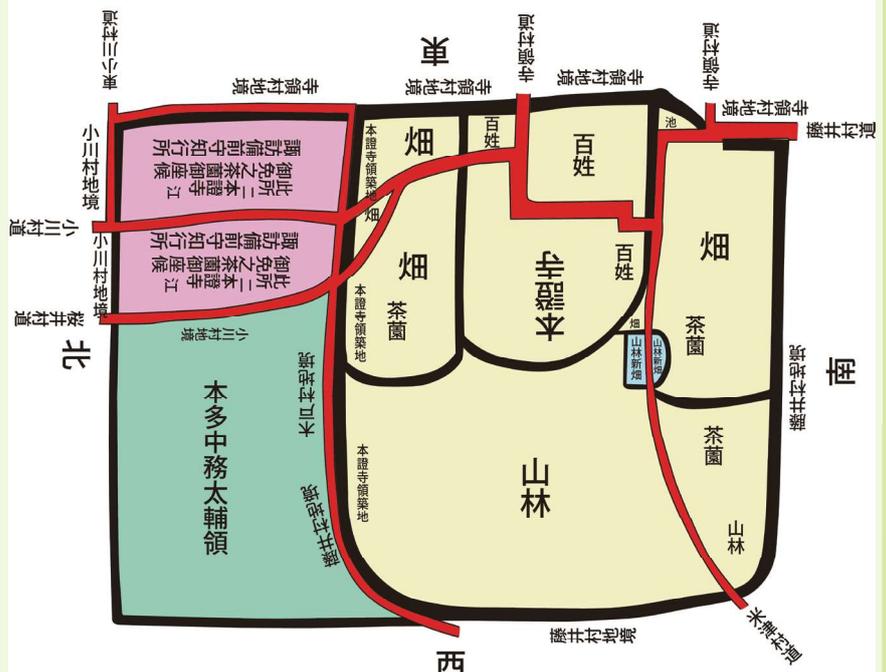
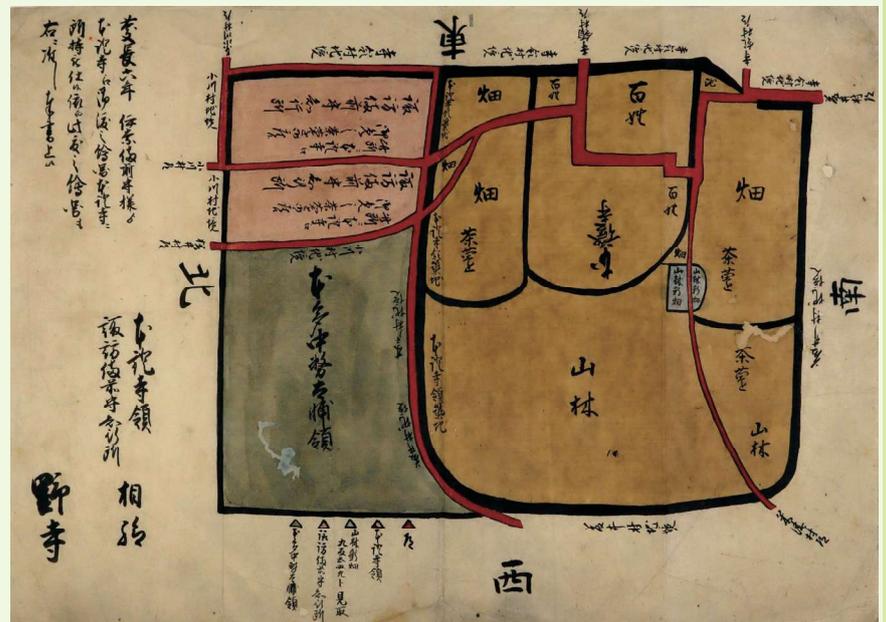


写真11 野寺村相給絵図